

「こうふ開府の日」記念事業イベント企画運営業務  
公募型プロポーザル実施要項

令和5年9月  
甲府市教育委員会

## 第1 趣旨

本事業は、甲府のまちの起源である12月20日「こうふ開府の日」を記念して、市民みんなでお祝いするイベントを開催することにより、ふるさと甲府への愛着を深める「こうふ愛の醸成」と「冬の風物詩」として定着を図ることを目的に実施する。

イベント開催においては、本年、記念日登録後2回目となる「こうふ開府の日」を市民に浸透させてイベント会場以外でも「こうふ開府の日」を感じられる全市的な事業にするとともに、こうふ開府500年レガシー事業スペシャルの集大成として幅広い層の関心・参加につながる内容を実施する。

本事業の実施にあたっては、集客型イベントの企画・運営等、豊富な経験と専門知識を有する事業者から賑わいを創出できる話題性のある企画やイベント全体の円滑な運営に関する提案を広く募集し、その中から優れた提案を採用する必要があることから、「公募型プロポーザル」方式により受託事業者を選考する。

## 第2 業務の概要

### 1 業務名

「こうふ開府の日」記念事業イベント企画運営業務

### 2 業務内容

「「こうふ開府の日」記念事業イベント企画運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### 3 実施日・履行期間

実施日は、令和5年12月20日（水）午後5時～午後8時とする。

履行期間は、契約締結日から令和6年1月31日（水）までとする。

### 4 履行場所

会場：甲府駅北口アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場（甲府市北口二丁目地内）

その他：甲府市歴史公園（甲府市北口二丁目地内）、舞鶴城公園（甲府市丸の内一丁目地内）

※提案により、甲府市藤村記念館、甲府駅南口駅前広場、山梨県立図書館の一部、甲府駅北口ペDESTリアンデッキの一部についても使用可能とする。

### 5 提案上限額

委託料の提案上限額は6,800千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

### 6 協力会社への再委託

協力会社への再委託は、委託者と内容を協議のうえ一部再委託を可能とし、再委託の相手方との契約関係を明確にし、適切な指導・管理の下に業務を実施すること。

## 第3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けて

いる者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 法人格を有していること。（共同事業体としての参加は認めない。）
- (2) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 公告の日以前過去5年間に、国又は地方公共団体等が発注した類似業務を履行した実績を、元請けとして1件以上有していること。

#### 第4 参加に係る必要書類の提出

「第3 参加資格要件」を満たし、当該プロポーザルに参加を希望する場合は、次の必要書類を日本語で記載して提出すること。

##### 1 参加申込書の提出

###### (1) 提出期限

令和5年10月10日（火）午後5時まで

###### (2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（土・日曜日は除く）

###### (3) 提出方法

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市教育部生涯学習室生涯学習課内へ持参又は郵送にて提出すること（郵送にて提出する場合は、電話にて書類到着の確認をすること）。

###### (4) 提出書類

###### ア 参加申込書

参加申込書（第1号様式（その1））及び会社概要等整理表（第1号様式（その2））を提出すること。参加申込書には代表者印を押印し、会社概要が確認できるパンフレット等を添付すること。※協力会社がある場合は、協力会社に関する調書（第1号様式（その3））も提出すること。

イ 業務実績書（第2号様式）

平成30年4月1日から令和5年4月30日までに、国又は地方公共団体等が発注した類似業務を、元請けとして受託した履行実績（5件以内）を記入すること。

ウ 誓約書（第6号様式）

(5) 提出部数

各1部

2 企画提案書等必要書類の提出

当該プロポーザルに参加申込書の提出を行った者1者につき1提案とし、次の書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年10月16日（月）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（土・日曜日は除く）

(3) 提出方法

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市教育部生涯学習室生涯学習課内へ持参又は郵送にて提出すること（郵送にて提出する場合は、電話にて書類到着の確認をすること）。

(4) 提出書類

	名称	様式及び添付書類等	提出部数
①	企画提案書	<p><b>ア 企画提案書（任意様式）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「提案書記載項目等一覧（別紙1）」の注意事項を確認して、項目順に記載することとし、提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に解りやすく記述すること。</li> <li>・用紙はA4版縦、横書き、文字の大きさは11ポイント以上とすること。</li> <li>・表紙を除いて20ページ以内で両面印刷とすること。</li> <li>・副本は審査に用いるため、プロポーザル参加者が判別できる企業デザイン・ロゴ等は一切記載しないこと。</li> </ul> <p><b>イ 資料（任意様式）</b></p> <p>企画提案書とは別に、次の資料をA3版横（片面印刷）、横書きで作成すること（企画提案書の枚数には含めないものとする）。</p> <p>①会場設営イメージ図（会場全体の配置が分かる平面図） ②当日の詳細スケジュール</p> <p>※資料の枚数は必要最低限とすること。</p>	<p>正本1部 副本7部</p>
②	業務実施体制調書	<p><b>（第3号様式）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結後における業務の実施体制（担当者等の氏名、経験及び担当する業務）について記述すること。</li> </ul>	<p>1部</p>

③	業務工程表	任意様式（1枚） ・用紙はA3版横、横書きでスケジュール、甲府市教育委員会とプロポーザル参加者の役割、分担等を明記すること。	1部
④	見積書	(第4号様式) ・見積金額には、 <u>消費税及び地方消費税を含めること。</u> ・別途、任意様式にて仕様書で定める業務毎に、見積書の内訳を記載したものを添付すること。	1部

(5) 提出部数

各1部（①企画提案書は正本1部、副本7部）

(6) その他

- ・提出する書類は左綴じで提出すること。
- ・提出した全ての書類（参加申込時に提出した書類を含む）を電子ファイル化（PDF形式）し、CD-ROM等で1枚提出すること。

## 第5 質問の受付及び回答

当該プロポーザルに関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和5年9月29日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（第5号様式）により、電子メールにて提出すること。

メールアドレス kaifu500@city.kofu.lg.jp

(3) 回答方法

令和5年10月3日（火）までに、甲府市ホームページに掲載する。

(4) 留意事項

実施要項及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

## 第6 選考方法

### 1 優先受託候補事業者の選考

優先受託候補事業者の選考にあたっては、「提案書記載項目等一覧（別紙1）」に基づき提案された内容について、「「こうふ開府の日」記念事業イベント企画運營業務受託事業者選考審査委員会」（以下「委員会」という。）において審査し、「優先受託候補事業者の選考方法（別紙2）」より、選考審査委員の技術点の合計平均点（小数点以下第2位を四捨五入）と価格点を合計した得点が最も高い者を優先受託候補事業者として選考し、次に高い者を次点受託候補事業者として選考する（ただし、優先受託候補事業者となるには、技術点の合計平均点が78点以上でなければならない）。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施する。

### 2 審査日時等

審査は非公開とし、書類とプレゼンテーションによる審査を実施する。なお、プレゼンテーション審査は、次の内容で実施する。

- (1) 日時等（予定）  
令和5年10月20日（金）（時間・会場等の詳細は、電子メールにて通知する）
- (2) プレゼンテーション審査参加者の出席人数  
プロポーザル参加者1者につき3名以内
- (3) 実施方法  
ア 提案内容のプレゼンテーション及び補足説明（概ね20分以内）  
プレゼンテーションはパソコンを使用して行うことができることとし、プロジェクター及びスクリーンは、委員会で準備する。ただし、パソコン等の必要機器はプレゼンテーション審査参加者が持参すること。  
また、プレゼンテーションは、提出した企画提案書をもとに表記順に行うものとする。企画提案書以外のデータを用いた説明は認めないので留意すること。  
イ 質疑応答（概ね30分）
- (4) 議事録の提出  
プロポーザル参加者は、説明・質疑応答内容を記録し、詳細な議事録を令和5年10月23日（月）までに電子メールにて提出すること。  
メールアドレス kaifu500@city.kofu.lg.jp

### 3 審査結果

審査を受けた各プロポーザル参加者に対し、令和5年10月24日（火）に電子メールにて審査結果を通知する予定。なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

## 第7 優先受託候補事業者との協議・契約等

### 1 優先受託候補事業者との協議・契約

審査により選考された優先受託候補事業者は、甲府市教育委員会と仕様並びに価格等について協議の上、甲府市教育委員会の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先受託候補事業者と協議が整わない場合、甲府市教育委員会は次点受託候補事業者と協議を行うこととする。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、同様の協議を行う。

なお、協議についての議事録は、優先受託候補事業者において作成することとし、これに伴う費用は優先受託候補事業者の負担とする。

### 2 支払方法

受託事業者は、甲府市教育委員会と契約を締結し、契約内容に基づいて受託業務を実施する。甲府市教育委員会は業務の完了後、検査を経て委託料を受託事業者を支払うものとする。

### 3 その他

受託事業者は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

## 第8 プロポーザル参加者の失格

プロポーザル参加者が次の各号に該当する場合は、失格とする。

- (1) 第3第2項の参加資格要件を満たさなくなった場合

- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や当該プロポーザルの手続を通じて著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 審査委員会の選考委員または実行委員会事務局職員に対して、直接または間接的に当該プロポーザルに関し援助を求めた場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) プレゼンテーション審査に正当な理由が無く参加しなかった場合

## 第9 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、当該プロポーザルを実施することができないと甲府市教育委員会が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる一切の経費は甲府市教育委員会に請求できない。

## 第10 辞退

第4第1項の参加申込書を提出後に、当該プロポーザルを辞退する場合は、速やかに参加辞退届（第7号様式）を提出すること。

## 第11 その他

- 1 当該プロポーザルの応募に係る全ての経費は、プロポーザル参加者の負担とする。
- 2 甲府市教育委員会は、提出された関係書類等は返却しない。
- 3 甲府市教育委員会は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- 4 甲府市教育委員会は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- 5 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全てプロポーザル参加者が負うものとする。
- 6 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、甲府市教育委員会の指示のもと変更等を加える場合がある。

## 第12 スケジュール

項目		期間
1	募集開始	令和5年9月22日（金）
2	質問受付期間	募集開始 ～ 令和5年9月29日（金）
3	質問への回答	令和5年10月3日（火）
4	参加申込書の提出期限	令和5年10月10日（火）
5	必要書類の提出期限	令和5年10月16日（月）
6	プレゼンテーション審査	令和5年10月20日（金）
7	審査結果の通知	令和5年10月24日（火）
8	契約手続	令和5年10月下旬頃契約締結

### 第13 連絡先

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市教育部生涯学習室生涯学習課

担当 野中

TEL 055-237-5327

FAX 055-235-5648

電子メール [kaifu500@city.kofu.lg.jp](mailto:kaifu500@city.kofu.lg.jp)